

【停止条件付債権譲渡担保契約と否認】

最判平成 16 年 7 月 16 日民集 58 卷 5 号 1744 頁 ※平成 27 司法試験＜概要＞

A社は、Yとの間で、Aの特定の第三債務者に対する現在及び将来の売掛債権をYに包括的に譲渡することとし、その譲渡の効力発生の時期は、Aに破産手続開始の申立てがされたとき、支払停止の状態に陥ったとき等の一定の事由が生じた時とする旨の債権譲渡契約を締結した。

その後、Aが破産手続開始の決定を受け、Xが破産管財人に選任された。

XはYに対し、債権譲渡については162条1項1号・160条1項、債権譲渡の通知については164条に基づいて否認権を行使して、Yが第三債務者から弁済として受領した金員の返還等を求めた。

＜判旨＞

債務者の支払停止等を停止条件とする債権譲渡契約は、その契約締結行為自体は危機時期前に行われるものである。しかし、契約当事者は、危機時期の到来を停止条件とすることにより、危機時期に至るまで債務者の責任財産に属していた債権を債務者の危機時期が到来するや直ちに当該債権者に帰属させることによって、これを責任財産から逸出させることをあらかじめ意図・目的としているものである（164条の潜脱目的もある）。

上記契約は、破産法 72 条 2 号の規定（現 162 条 1 項 1 号・160 条 1 項）の趣旨（危機時期後の行為を否認し、債権者間の平等・破産財団の充実を図る）に反し、その実効性を失わせるものであって、実質的にみれば、上記債権譲渡は、**債務者に危機時期が到来した後に行われた債権譲渡と同視すべきであり、上記規定に基づく否認権行使の対象となる**（債権譲渡が無効というわけではない）。

＜解説＞

・ 対抗要件否認の考え方はとらなかった点に特徴がある

⇒ 本件債権譲渡契約もしくはこれに基づく確定日付ある通知を否認する構成の適否。

※ しかし、債権譲渡契約は、**支払不能（支払停止前）に締結されており、162条1項の要件を具備しない。**

※ しかも、確定日付ある通知は、「権利の移転」のあった支払停止の15日以内にされているので、164条1項の要件を具備しない。

⇒ とすれば、本件債権譲渡契約およびこれに基づく確定日付ある通知を否認することは不可能か？

↓ **本件判例の考え方**

しかし、本件債権譲渡契約は、Aの支払停止等を停止条件とする。

このことより契約当事者は、危機時期に至るまでAの責任財産に属していた債権をAの危機時期が到来するや直ちに帰属させてしまい、責任財産から逸出させることをあらかじめ意図し、これを目的として、当該債権譲渡契約を締結していると解される。

かかる契約内容およびその目的にかんがみると、本件契約は、162条1項の規定の趣旨に反し、その実効性を失わせるものであって、その契約内容を実質的に見れば、本件債権譲渡は、支払停止等の危機時期が到来した後に行われた債権譲渡と同視すべきである。

したがって、本件債権譲渡契約は、162条1項1号により、否認の対象となる。

以上より、Xは、本件債権譲渡担保契約を否認することができる。

※ 本件は、担保の趣旨であるから162条1項1号

調査官解説

「本判決の論理構成は、同号の規定の趣旨に着目しつつ、その契約内容を実質的にみれば、危機時期が到来した後に行われた債権譲渡と同視できるとしたものであり、いわば、条件成就時における債権譲渡行為の存在を擬制して、当該行為を聞き否認の対象としたものと解され、脱法行為説の考え方に近いといえよう」

「本件は、旧破産法の適用事案であるが、その趣旨は、現行破産法においても妥当し、同様の事案については破産法162条1項1号の適用が認められることになると思われる。他方、支払不能、支払停止以外の事由を停止条件とし、その成就による債権譲渡が行われた場合には、本件の射程外となる。」

- ・ 債務者の支払停止等を停止条件とする債権譲渡契約は、広く用いられてきた。
 - ∴ 対抗要件具備により、債務者の信用不安を招くという事態を回避する
 - ∴ 権利移転の効果自体を遅らせ、その後の通知が「15日」以内になるようにし、対抗要件否認（164条1項）の対象を潜脱できる
- ☆ 平成16年の債権譲渡特例法の改正により、債権譲渡は、債権譲渡登記事項概要ファイルに記録される（動産債権譲渡特例法12条3項）。
 - ⇒ 譲渡の公示による債務者の信用不安招致の問題は緩和され、今後は停止条件型の契約は採用されにくいのが現状
- ・ 相手方の危機時期（現162条1項1号イ・ロ）についての悪意（現162条1項1号柱書）に言及していない。
 - ⇒ 支払停止等を停止条件とする契約内容から、悪意を擬制できると指摘される（松下教授の指摘）
- ・ 判旨は、改正前破産法72条4号（162条1項2号）を問題としていない。
 - ∴ 当初の譲渡担保契約も当事者間で有効

↓とすれば

債権譲渡は義務に基づくという前提に立っている

- ・ 本判決は、現行法の下でもそのまま意味を持ち、162条1項1号により否認される
× 164条, 160条1項

【論証】

債権者・債務者間で、債務者の支払停止等を停止条件とする集合債権譲渡契約がなされた場合、かかる契約を否認することはできるか。できるとして、何条に基づき否認できるのか。

この点、形式的には、債権譲渡契約自体は支払不能前に締結されている。したがって、162条の対象とすることはできない。

また、債権譲渡の効力は危機時期なってから発生することになるため、対抗要件具備行為も15日要件を充足しないので、164条により否認することができない。

しかし、停止条件付の債権譲渡契約は、支払停止等前に対抗要件を具備することなく譲受人のみが優先的・排他的に債権回収を図る点において、否認制度を潜脱する脱法的なものである。

そもそも、契約内容を実質的に見れば、当該債権譲渡は債務者に支払停止等の危機時期が到来した後に行われた債権譲渡と同視すべきものといえる。

したがって、当該債権譲渡契約自体を否認することができる（162条1号、3項）

↓

【破産者の行為の要否】

↓

なお、「支払不能」（162条1項1号柱書本文）は、支払停止により推定されているものであるから（160条3項）、支払停止を立証すれば足る。しかし、悪意（162条1項1号柱書但書）は支払い停止を停止条件としている以上は、擬制されるというべきである。